

イオン銀行 WAON チャージ規定

第1章 総則

第1条 (本規定の効力)

1. 本規定は、次条に定義するイオンバンクカードの交付を受けたお客さまが WAON を利用する際に適用されます。
2. 本規定は、株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)にかかる取引規定、キャッシュカード規定、その他イオンバンクカードに関連する諸規定、イオン銀行 WAON 利用規定(以下総称して「関連規定」といいます。)の特約であり、関連規定の定めと本規定の定めが異なる場合には、本規定の定めが優先して適用されます。

第2条 (定義)

1. 本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) イオンバンクカード 当行の総合口座に係るキャッシュカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
 - (2) 銀行チャージ お客さまが当行所定の現金自動入出金機(以下「ATM」といいます。)または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページを利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
 - (3) オートチャージ お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額(以下「実行判定額」といいます。)未満となるときに、お客さまの設定した金額(以下「入金実行額」といいます。)が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること
2. 前項に定めるもののほか、本規定における用語の定義は、関連規定において定義する意味を有するものとします。

第2章 銀行チャージ

第3条 (銀行チャージの利用方法等)

1. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、銀行チャージを行うことができます。
2. 銀行チャージを行うことができる ATM および銀行チャージの利用時間は、当行が別途定めるものとします。
3. 前項の他、銀行チャージを含むインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間は、WAON ブランドオーナーが別途定めるところによります。
4. お客さまが ATM による銀行チャージを行うときは、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にイ

オンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。

5. お客さまがインターネットを用いた銀行チャージを行うときは、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページの操作手順に従って、WAON 番号、コードを入力の上専用ページにログインし、利用者端末にイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
6. お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内において銀行チャージを行うことができます。ただし、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越による銀行チャージは実施されません。
7. 銀行チャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。
8. 銀行チャージは、ATM 等を利用したイオンバンクカードによる普通預金の引出として取り扱うものとし、当該預金の引出にかかる手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとします。

第3章 オートチャージ

第4条 (オートチャージの利用方法等)

1. オートチャージを希望されるお客さまは、当行所定の方法により、当行にお申込みください。
2. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する WAON 端末または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページにより行うこととします。なお、実行判定額および入金実行額は 49,000 円を限度として（ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません）、それぞれ 1,000 円単位で当行所定の WAON 端末または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページで設定または変更ができるものとします。
3. オートチャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。
4. オートチャージは、普通預金の引落としとして取り扱うものとし、当該預金の引落としにかかる手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとします。

第5条 (オートチャージに係る制限事項等)

1. オートチャージは、オートチャージ機能を有する WAON 端末において、1 日 1 回かつ 1 取引 1 回に限り実施されます。
2. オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。
3. チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
4. オートチャージの実施を判定する際に、お客さまの普通預金口座の残高が入金実行額未満であった場合は、

オートチャージは一切実施されません。また、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越によるオートチャージは実施されません。

第4章 その他

第6条 (盗難・紛失)

利用者がイオンバンクカードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちに当行にお届出ください。この場合、当行およびWAON 事業者は、銀行チャージおよびオートチャージの停止措置をとります。

第7条 (免責事項)

1. 前条に基づく銀行チャージおよびオートチャージの停止措置までに銀行チャージまたはオートチャージによりお客さまの普通預金口座から引出または引落としがなされた金額については、当行およびWAON 事業者は、その責任を負わないこととします。
2. 銀行チャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当行およびWAON 事業者は、当行またはWAON 事業者が故意重過失がない限りにおいて、その責任を負わないこととします。

第8条 (銀行チャージまたはオートチャージの停止)

当行またはWAON ブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、銀行チャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

第9条 (規定の変更)

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期を当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上